

「(地域密着型)通所介護・通所型介護予防サービス・通所型短時間サービ ス」事業をお考えの方へ

介護保険法による(地域密着型)通所介護・通所型介護予防サービスを実施する場合は、まず、老人福祉法に規定する「老人デイサービスセンター」でなければなりません。また、介護保険の事業者としての指定を受けるにあたっても、人員の基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるにあたっては、事業を行おうとする建物がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、**事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していない場合、再協議となる場合があります。)**

1 協議に必要な書類

- (1) (地域密着型)通所介護・通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス事業計画・企画書（協議様式1、2）
- (2) 通所介護施設整備チェックリスト（協議様式3）
- (3) 開発許可担当課及び建築確認担当課との協議記録（協議様式4）
- (4) 消防署との協議記録（協議様式5）
- (5) 土地及び建物の図面（改修・新築の計画図面です）
- (6) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- (7) 現況の写真（紙台紙に糊で貼ってください）
- (8) 土地及び建物登記簿謄本（新築の場合、建物登記簿謄本を除く）
- (9) 建物の賃貸借契約書（案）の写し
※土地所有者が異なる場合、土地の賃貸借契約書（案）の写し

※事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約

↓介護事業者課（06-4309-3318）までご連絡いただき、予約を取ってください。

②事前協議（必ず工事着工前に）

↓※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築・改修

↓※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り（原則、事業開始前々月15日となります）

↓

⑤介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月21日～前月10日の期間）

↓※建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑥現地調査（原則、事業開始前月11日～15日の期間）

↓

⑦指定・研修（20日頃）

↓

⑧事業開始（1日）

※地域密着型通所介護は、指定日以降で直近の、本市が設置する地域密着型サービス運営委員会（年2回開催）において、その指定について協議を行うこととなります。協議の内容によつては、事業者に対し、運営等について指摘を行う、もしくは改善を求める場合があります。

2 事業計画

事業の計画にあたつては、介護保険法のほか、ご案内する「基準」を必ずお読みいただき、ご検討ください。

①「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年東大阪市条例第36号）」第2条及び第4条並びに第3条に規定する「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）」

②指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

（平11.9.17老企25号）

③「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年東大阪市条例第36号）」第6条及び第8条並びに第7条に定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」

④「東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）」及び「東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日施行）」

3 事業（サービス）の概要

（地域密着型）通所介護・通所型介護予防サービスとは、在宅の要介護者、要支援者又は事業対象者に事業所へ通つてもらい、事業所より入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うものです。

通所型短時間サービスとは、総合事業において新たに創設された第1号通所事業で、在宅の要支援者又は事業対象者に事業所に通つてもらい、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、短時間で必要な機能訓練を中心としたサービスを行うものです。

要介護者は、指定居宅サービス事業・地域密着型サービス事業である（地域密着型）通所介護事業所を利用し、要支援者又は事業対象者は、指定事業者による第1号通所事業である通所型介護予防サービス事業所または通所型短時間サービス事業所を利用していくことになっております。

また、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方を対象に、入浴、排泄、食事等の介護やその他日常生活上のお世話や機能訓練を行う、療養通所介護事業があります。

4 施設の類型

①通所介護事業

要介護者（要介護1～5）を対象にした通所介護事業のうち利用定員が19名以上

②地域密着型通所介護事業

要介護者（要介護1～5）を対象にした通所介護事業のうち利用定員が18名以下

③療養通所介護事業

難病等を有する重度要介護者又はがん末期の方で、サービス提供にあたり、常時看護師による観察が必要な方を対象にした利用定員18名以下の地域密着型通所介護事業

④通所型介護予防サービス事業

要支援者（要支援1・2）及び事業対象者を対象にした第1号通所事業

⑤通所型短時間サービス

要支援者（要支援1・2）及び事業対象者を対象にした基準緩和型の第1号通所事業

①、④、⑤及び②、④、⑤は、同一施設で一体的に事業を実施できます。

また、①のみ、②のみ、④のみ、⑤のみでも事業を実施できます。

③は、基本的には③のみの事業実施となります。

5 申請時の留意事項

○「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。改修の場合は、事前協議までに必ず協議し、その結果を「協議様式5 消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。

また、申請前には、所轄消防署の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があります。

そして、申請時に提出する「**防火対象物使用開始届**」においては、所轄消防署の【届出済印】の押印と【検査済証】の提出がなければ、申請受付ができません。

なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。

○「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、申請前に**建築基準法7条5項による検査済証**の添付が必要です。

改修の場合は、事前協議までに必ず、事業所設置場所の都市計画法上の区域（市街化区域○・△市街化調整区域）及び用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、開発許可担当課及び建築確認担当課（建築主事）と相談し、都市計画法上の区域及び建築基準法の手続きに関する協議結果を「協議様式4開発許可担当課及び建築確認担当課との協議事項」に記載（**手続き不要の場合でも、その理由を記載**）して事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。

6 その他の配慮事項

①日光（採光）、通風（適温保持）の確保

要介護者等が利用するに相応しい環境の確保

②建築基準法その他の法令等の遵守

（建物の設置場所が都市計画法上の市街化区域内であり、建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも合致すること）

*新築の場合、建築基準法適合・建築確認申請の**検査済証**（工事完了検査後に交付される）が必要

*改修の場合、建築基準法上の手続き（**用途変更等**）を確認し、手続きが必要な場合は、申請までに手続きの完了が必要

*新築・改修いずれの場合も、建物の設置場所が都市計画法上の**市街化区域であることが必要**（市街化調整区域内では原則として通所介護事業を行うことは出来ません。）

*消防法等の基準に適合・防火対象物使用開始届書（所轄消防署において交付される）が必要

③遭遇スペース（食堂・機能訓練室、静養室）については、同一階に配置すること。（エレベータ設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合は除く）

④段差の解消、スロープの設置（バリアフリー）など高齢者の安全、利便に配慮した構造とし車椅子の利用が可能なものとすること

⑤**静養室・便所・浴室・脱衣室等**、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出し（ナースコールなど）を設置すること

⑥設備等に関する使用権原の確保

土地、建物等については、原則申請法人所有物件。ただし、所有権以外による場合は、通所介護事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限る

⑦加算に係る設備要件等

【入浴加算】浴室、機械浴設備

人員に関する配置基準

※療養通所介護事業は配置基準が異なります。

【利用定員が10名を超える場合】

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし（資格があれば生活相談員との兼務可）	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、（※1）社会福祉主事、介護支援専門員	・通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上
看護職員	看護師、准看護師	・通所介護の単位ごとに、（その提供を行う時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図るものとし、）専らその提供に当たる者1名以上 <u>注1</u>
介護職員	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護の単位ごとに、介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は（その人数－15）を5で割った数+1以上 ・通所介護の単位ごとに常時1名以上従事 <p>【通所型短時間サービスを実施する場合】<u>※上記に加え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型短時間サービスの単位ごとに、介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は（その人数－15）を15で割った数+1以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（※2）	・1名以上

※生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること

注1 看護職員の配置については、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

【利用定員が10名以下の場合】

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし（資格があれば生活相談員との兼務可）	・専らその職務に従事する常勤の者1名
生活相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、（※1）社会福祉主事、介護支援専門員	・通所介護の提供日ごとに、生活相談員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上
看護職員	看護師、准看護師	・通所介護の単位ごとに、看護職員または介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が1以上
介護職員	なし	・通所介護の単位ごとに常時1名以上従事 【通所型短時間サービスを実施する場合】※上記に加え ・通所型短時間サービスの単位ごとに、介護職員が勤務している時間数の合計を提供時間数で割った数が、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は（その人数－15）を15で割った数+1以上
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（※2）	・1名以上 ・生活相談員又は看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤であること

【注】① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。

※1 社会福祉主事の証明を大学、短大の成績証明書で行う場合、厚生労働省の指定科目が、卒業年次で異なりますので、事前に証明書を発行した大学、短大又は、厚生労働省社会援護局福祉基盤課（TEL 03-5253-1111）にお問い合わせのうえ、ご確認願います。

※2 はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練に従事した経験を有する者に限られます。

設備に関する基準

※療養通所介護事業は設備基準が異なります。

設備	内容	
食堂	<ul style="list-style-type: none">・それぞれ必要な広さを有すること	
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none">・合計した面積が、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること・狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可	
静養室	<ul style="list-style-type: none">・利用定員に対して（複数の利用者が同時に利用できる）適当な広さを確保すること・専用の部屋を確保すること	
相談室	<ul style="list-style-type: none">・遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること	
事務室		
その他の必要な設備	便所	<ul style="list-style-type: none">・介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること（複数設置で、車いす用便所とすることが望ましい）・緊急呼び出し等通報装置が設置されていること
	厨房	<p>（食事を提供する場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・環境衛生に配慮した設備とすること（保存食の保存設備を設置することが望ましい）
	浴室	<p>（入浴介助を行う場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮し、介助浴を基本とする
※設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならない		

(地域密着型)通所介護事業・通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス開始にあたっての
検討項目

検討項目	検討すべき内容
建物の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○開設予定地の状況（立地条件検討） 競合施設の有無、整備進捗状況、市町村の考え方、近隣環境（地域によっては、建築協定が結ばれ、建物を住宅以外で利用できない場合もあります。） ○建物の確保方法 新築・改築の別、自己所有・賃借の別、建物規模 《他のサービス・別事業の可否についても検討》
収支算定	<ul style="list-style-type: none"> ○建物（設備）に要する費用 建設コスト（新築・改築）《賃借も改修コスト算定は必要》、設備取得コスト 《賃借の場合は保証金等についても考慮》 ○運営経費 人件費、事業費、管理費、賃借料、建物維持管理費、建物償却費、借入返済 ○収入見込（算定にあたっては平均稼働率見込が必要） 介護報酬、利用者負担
資金確保	<ul style="list-style-type: none"> ○初期投資費用 建物（設備）に要する費用、法人設立費用、開設準備経費（事務費、人件費） ○運転資金 少なくとも運営経費の3ヶ月分（介護報酬の請求支払いのタイムラグ） ■自己資金（手持資金）、借入金等に区分して確保方法を明確にする。
人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ○有資格者の確保 生活相談員…社会福祉士、社会福祉主事等の資格 看護職員…看護師、准看護師の資格 機能訓練指導員…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の資格 ○その他従業者の確保 管理者、介護職員
事業運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ○法人格の確保（取得） 新規設立法人又は既存法人のいずれも可能 ○法人事業への当該事業の位置づけ 定款等の事業目的に当該事業が記載されていること（許認可、変更登記等の手続発生） 通所介護事業の場合の記載例：介護保険法による通所介護事業 地域密着型通所介護の場合の記載例：介護保険法による地域密着型通所介護事業 通所型介護予防（短時間）サービス事業の場合の記載例：介護保険法による第1号通所事業
療養型の場合は、契約医療機関の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○契約医療機関の確保 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応の医療機関を定め、緊急時に円滑な協力が得られるよう契約を結ぶ必要があります。 緊急時対応の契約医療機関は、同一の敷地内、又は隣接若しくは近接している必要があります。
建物に関する留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の設置場所は、都市計画法上の市街化区域内であること。 ○ 新築は、申請法人所有、賃借を問わず、建物は建築基準法に基づく建築確認行為及び検査済証の交付を受けたものであること。 ○ 改修の場合は、用途変更等の建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、建築確認担当課の建築主事と事前に相談してください。その結果を「協議様式4 建築確認担当課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）して事前協議に持参してください。なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。 ○ 「防火対象物使用開始届」等の消防法上の手続きについて、所轄消防署と事前に相談し、受理、検査が確認できるものであること。 改修の場合は、事前相談の結果を「協議様式5 消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。 	